

成田市テニス協会会則

平成 31 年 4 月 1 日

(名称及び組織)

第 1 条 本会は、成田市テニス協会（Narita Tennis Association：NTA と言う）と称し、協会事務局を千葉県成田市におく。

第 2 条 本会は、成田市内にあるテニスクラブ、実業団テニス部、高校テニス部等で入会を認められた団体をもって組織する。但し、本会が特に認めた団体についてはこの限りでない。

(目的及び事業)

第 3 条 (1) 本会は、各加盟団体相互の親睦と融和を保ちテニスの普及振興を図ることを目的とする。

(2) 本会は、前項の目的に資するため加盟団体を代表する。

第 4 条 本会は、次の事業を行う。

(1) 成田市テニス選手権大会、成田市クラブ対抗テニス大会等公式大会の主催。

(2) 県民テニス大会等成田市代表選手・役員の選出及び派遣。

(3) 一般社団法人成田市スポーツ協会への協力。

(4) その他テニス教室等本会の目的遂行に必要な諸事業。

(入会)

第 5 条 (1) 本会に入会を希望する団体は、総会の承認を得て入会することができる。

(2) 本会に入会を認められた団体は、代表者として代議員 1 名を選出しなければならない。

(役員及び任期)

第 6 条 本会に次の役員をおく。

(1) 名誉会長	必要により	1 名
(2) 会長		1 名
(3) 副会長		1 名
(4) 理事長		1 名
(5) 副理事長		1 名
(6) 常任理事		若干名
(7) 監事		2 名

(8) 以上のほか顧問及び参与を各若干名おくことができる。

第 7 条 (1) 名誉会長、顧問及び参与は、総会で推挙し会長がこれを委嘱する。但し、任期は別に定めない。

(2) 第 6 条 (2) から (7) の役員は総会で選任する。但し、任期は 2 年とし再任を妨げない。

(3) 会長は、本会を代表し会務を統括する。

(4) 役員に選任された加盟団体は、さらに 1 名の代議員を選出することができる。

(5) 役員の退任等により補欠選任された新役員の任期は、全役員の残期間とする。

(会 議)

第 8 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

第 9 条 (1) 総会は、代議員及び役員をもって構成する本会の最高議決機関であり、会長がこれを招集し事業内容、予算、決算、役員を選任、会則の改正及び理事会の必要と認める事項を審議する。尚、総会の議長は会長がこれにあたる。

(2) 定期総会は、年一回年度初めにこれを招集する。

(3) 臨時総会は、会長が必要と認めた時又は 3 分 1 以上の代議員の請求によりこれを招集する。

(4) 総会は、過半数の代議員及び役員の出席がなければ開くことができない。

(5) 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。尚、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(6) 代議員及び役員は、書面又は代理人に委任することにより議決に参加することができる。

第 10 条 (1) 理事会は第 6 条 (2) から (6) の役員を持って構成する。

(2) 理事会は、会長が招集し理事長を議長として会務に必要な事項及び緊急事項を審議執行する。

(会 費)

第 11 条 加盟団体は、本会を維持するために総会で決められた会費を納入しなければならない。

(会計年度及び報告)

第 12 条 (1) 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。

(2) 収支決算は、監事の監査を経て総会に報告しその承認を得なければならない。

第 13 条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

(1) 加盟団体負担金

(2) 大会開催事業収入

(3) その他の収入

(その他)

第 14 条 本会則に必要な補則は、理事会で別に定める。

(附 則)

第 15 条 本会則は、平成元年 4 月 15 日からの実施とする。

(附 則)

本会則は、平成 27 年 4 月 1 日に改正し、同日より施行する。

(附 則)

本会則は、令和 4 年 4 月 1 日に改正し、平成 31 年 4 月 1 日に遡って施行する。